

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-4
処分の種類	建設業許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	建設業法第29条、第29条の2			
処分の概要	建設業法の許可の要件を欠いた建設業者に対する許可の取消し			
処分基準 (未設定の 場合はその 理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】建設業法第二十九条、第二十九条の二</p> <p>第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に掲げる基準を満たさなくなつた場合</p> <p>二 第八条第一号又は第七号から第十四号まで(第十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>三 第九条第一項各号(第十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合(第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第九条第一項第三号(第十七条において準用する場合を含む。)に該当する場合を除く。)において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。</p> <p>四 許可を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合</p> <p>五 第十二条各号(第十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>六 死亡した場合において第十七条の三第一項の認可をしない旨の処分があつたとき。</p> <p>七 不正の手段により第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含む。)又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けた場合</p> <p>八 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。</p> <p>第二十九条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			